

○小山市一般廃棄物収集所の設置及び管理に関する要綱

令和2年3月31日

規程第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境を確保するとともに、一般廃棄物の収集作業を安全かつ効率的に行うため、一般廃棄物の収集所（以下「収集所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置対象者)

第2条 収集所を設置することができる者（以下「設置対象者」という。）は、当該地区の自治会長及び小山市廃棄物減量等推進員（小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年条例第3号）第18条に規定する小山市廃棄物減量等推進員をいう。）（以下「自治会長等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する申請書を提出する日において自治会が発足していない場合における設置対象者は、宅地分譲事業の事業主（以下「事業主」という。）又は共同住宅の建築主若しくは管理者（以下「建築主等」という。）とする。

(事前協議)

第3条 収集所を設置しようとする設置対象者は、次条に規定する申請書を提出する前に、市長と収集所の設置位置等について事前に協議しなければならない。

(許可の申請)

第4条 前条の規定による事前協議を行った設置対象者（以下「申請者」という。）は、小山市一般廃棄物収集所設置申請書（別記様式第1号又は別記様式第2号。以下「申請書」という。）に収集所の位置図を添付して、当該収集所の利用を開始する日の3週間前までに市長に提出するものとする。この場合において、第2条第1項に該当する申請者は、自治会長等による連名で申請書を提出するものとする。

(許可の基準)

第5条 収集所は、当該収集所を利用する世帯の数が20以上の場合に設置することができる。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の収集所の位置は、次の各号のいずれにも該当する場所とする。

(1) 安全に収集・運搬ができる場所であること。

(2) 道路に面する場所で、一般廃棄物を収集する車両が容易に転回又は通り抜けができること。

(3) 当該場所の土地及び建物の所有者の同意を得ていること。

3 前項の規定にかかわらず、共同住宅の収集所の位置は、当該共同住宅の敷地内とし、安全に収集・運搬ができる場所でなければならない。ただし、敷地の状況等により敷地内に設置ができない場合は、前項各号のいずれにも該当する場所とする。

(設置の許可)

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、内容を審査の上、収集所の設置の可否を決定し、小山市一般廃棄物収集所設置許可通知書（別記様式第3号）又は小山市一般廃棄物収集所設置不許可通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の許可に係る収集所の位置又は当該収集所において収集する一般廃棄物の種類の変更の申請については、第3条から前条までの規定を準用する。

(事業主等の報告)

第8条 第6条の規定により収集所の設置の許可を受けた申請者のうち、事業主又は建築主等は、自治会の発足後、速やかに当該地区の自治会長等に当該許可の内容等を引き継ぎ、一般廃棄物収集所設置引継報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(設置者の責務)

第9条 第6条の規定により収集所の設置の許可を受けた申請者（前条の規定により引継ぎを受けた自治会長等を含む。以下「設置者」という。）は、収集所を設置し、当該収集所の利用者（以下「利用者」という。）にその旨を周知するものとする。

2 設置者は、収集所を管理する者（以下「管理者」という。）を定め、収集所を適切に管理させるものとする。

(管理者の責務)

第10条 管理者は、清掃当番を定める等収集所の維持管理及び清潔保持に努めなければならない。

2 管理者は、利用者に収集所の適切な利用について周知、指導その他適切な措置を講ずるものとする。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、一般廃棄物の排出にあたって、一般廃棄物処理実施計画その他の市が定める適切な方法に従い行うとともに、管理者の指示に従い収集所の適切な維持管理及び清潔保持に努めなければならない。

(廃止の届出)

第12条 設置者は、収集所を廃止したときは、速やかに小山市一般廃棄物収集所廃止届(別記様式第6号)により、市長に廃止した旨を届け出なければならない。

(許可の取消し)

第13条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の収集所の設置の許可を取り消し、既に設置した収集所があるときは、その収集所の撤去等適切な措置を命ずるものとする。

- (1) 第5条に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により収集所の設置の許可を受けたとき。
- (3) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

(紛争の解決)

第14条 収集所の設置及び管理に関し、付近住民等との間に紛争が生じた場合は、設置者若しくは管理者又は利用者が自主的に解決するよう努めなければならない。

(現地調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、設置者又は管理者に立会いを求め、現地を調査し、指導又は改善を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に市長から許可を受けて収集所を設置している者については、この要綱第6条の規定による許可を受けて設置したものとみなす。